

## 高山市議会広報広聴委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高山市議会基本条例（平成22年高山市条例第27号）第6条第6項の規定に基づき、広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平22議会告示1・全改）

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報活動に関すること。
- (2) 広聴活動に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

（平22議会告示1・令5議会告示2・一部改正）

(組織)

第3条 委員会は、高山市議会議員全員をもって構成する。

（平22議会告示1・平24議会告示1・平29議会告示1・令5議会告示2・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員会の委員長は議長をもって充て、副委員長は副議長をもって充てる。

（平22議会告示1・平24議会告示1・一部改正、令5議会告示2・旧第5条繰上・一部改正）

(部会)

第5条 実質的な広報活動及び広聴活動を行うため、委員会に部会を設置する。

2 部会の名称及び所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 広報部会

- ア ぎかいだよりの編集に関すること。
- イ ホームページ、SNS、CATV及びFMのコンテンツの企画調整及び運用に関すること。
- ウ その他広報活動に関すること。

(2) 広聴部会

- ア 地域別市民意見交換会の企画調整に関すること。
- イ 高校生との意見交換会の企画調整に関すること。

ウ 市民意見の整理及び振分けに関すること。

エ 議会モニターとの意見交換に関すること。

オ その他広聴活動に関すること。

3 広報部会及び広聴部会の定数は、各11人とする。

4 部会ごとに会長及び副会長を各1名置く。

5 会長及び副会長は、部会において互選する。

6 部会は、部会の会長が必要に応じて招集する。

7 部会の会長は、部会を統括する。

8 部会の副会長は、部会の会長を補佐し、部会の会長に事故あるとき又は部会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会の会長は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(令5議会告示2・追加)

(ワーキンググループ)

第6条 所掌事項の調査研究を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって組織し、必要に応じて委員長が招集する。

3 ワーキンググループは、調査研究結果を委員会に報告する。

(令5議会告示2・追加)

(準用)

第7条 委員会の運営については、高山市議会委員会条例(昭和42年高山市条例第17号)第8条から第10条まで、第13条から第15条まで、第17条及び第18条の規定を準用する。

(平22議会告示1・一部改正、令5議会告示2・旧第6条繰下・一部改正)

(その他)

第8条 この規程の改廃は、議会運営委員会において決定する。また、この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平29議会告示1・一部改正、令5議会告示2・旧第7条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年5月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行後最初に指名された委員の任期は、第4条第2項本文の規定にかかわらず、平成

23年4月30日までとする。

附 則（平成23年3月25日市議会告示第1号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年4月19日市議会告示第1号）

この規程は、平成24年5月11日から施行する。

附 則（平成29年4月27日市議会告示第1号）

この規程は、平成29年5月11日から施行する。

附 則（令和5年4月13日市議会告示第2号）

この規程は、令和5年5月11日から施行する。